

むすび

規制緩和と取り組むべき課題

今回の大衆薬販売自由化の論議は、国民不在の議論であり、発展性に欠ける。少子高齢社会を見据え、真剣な議論をぜひとも願いたい。再度繰り返すが、早急に取り組まなければならないことは、時代や実情にあった情報提供方法の緩和策なのである。

そこで、まず行わなければならないのは、大衆薬の分類である。これまでの副作用の情報や成分および分量などから判断することも大切だが、大衆薬メーカーや販売店、生活者（アンケートでも良い）、医薬外の有識者なども加えて検討すべきである。これまでの多くが、こうした会議になると厚生労働省関係のお墨付き学者や団体だけで検討することが多かったが、この分類に関しては生活者の自己責任を前提にしたものであるため、様々な角度から意見調整を行う必要がある。

さらに、この分類された大衆薬に関して、どの様な情報がどんな手段で提供されるべきかを、現代のテクノロジーも含めて考慮する必要がある。パッケージや添付文書に記載された内容と文字の大きさ、わかりやすい分類デザイン、携帯電話やI T、F A Xを使った対応、その対象者の知識レベル、大衆薬提供に携わる資格制度の見直しと資格者の育成、薬剤師の応対能力の向上などなど、分類別の情報提供の内容の決定は計画的かつ総合的に国民の健康づくりに基づいて行わなければならない。

新しい資格制度などありえないと考える方々もおられると思うが、世界各国をみても、わが国の医薬品を提供するための資格があまりにも少ないのが現状である。調剤も含め、薬剤師をサポートする資格を即刻増やす必要があるだろう。

今回の内閣府の総合規制改革会議の投げかけは、単にコンビニエンスストアという場で大衆薬を売るかどうかという論議に対し、厚生労働省の一部部外品への移行というガス抜きで決着つけてはならない。

今回を良い機会に、大衆薬のあり方を論議し、早急に大衆薬の分類の見直しと情報提供の緩和を行い、21世紀のわが国の健康づくりを見据え、政策的に取り組んでもらいたいものである。